

## 第6回 消費者行政の体制整備のための意見交換会 議事要旨

### 【開催日時】

平成25年11月1日（金）17時30分～18時00分

### 【開催場所】

合同庁舎4号館大臣室

### 【出席者】

森 まさこ 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

野村 豊弘 学習院大学法学部教授

池本 誠司 弁護士

### 【議事次第】

1 開会

2 議事

（1）消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの三者の連携について

（2）国民生活センターの組織の在り方について

（3）相模原事務所研修施設の有効活用について

3 閉会

## 【配布資料】

- 資料 1 国民生活センターの在り方について（経緯と論点）
- 資料 2 消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの分担・連携
- 資料 3 国民生活センターの見直しに関する選択肢
- 資料 4 国民生活センター相模原事務所研修施設の活用について

- 参考資料 1 中間整理（平成 25 年 7 月 23 日）
- 参考資料 2 消費者庁と消費者委員会の連携について
- 参考資料 3 消費者委員会と国民生活センターとの連携について
- 参考資料 4 消費者庁と国民生活センターの職員研修の連携について
- 参考資料 5 消費者教育・啓発における消費者庁と国民生活センターの連携・分担について
- 参考資料 6 消費者庁と国民生活センターの広報業務の連携について
- 参考資料 7 独立行政法人改革の経緯及び直近の取組状況について（平成 25 年 9 月 26 日独立行政法人改革等に関する分科会）
- 参考資料 8 独立行政法人改革に関する有識者懇談会の中間とりまとめ（平成 25 年 6 月 5 日）
- 参考資料 9 第 5 回「消費者行政の体制整備のための意見交換会」池本弁護士提出資料

### 【議事の経過】

○はじめに、事務局より議事（１）について、資料１及び資料２により説明があった。

○池本弁護士、野村教授より、以下のとおり発言があった。

（池本弁護士）

- ・消費者の目線で相談情報を分析し、それを政策の企画に活かしていくためにも、ぜひとも人事交流は進めていただきたい。

（野村教授）

- ・消費者庁の人事のレベルを上げていかないと、三者の連携はうまくいかないのではないか。新しい組織ということもあって、全体に精通した職員が育ちにくいというところはあると思うが、時間はかかっても消費者庁プロパー職員が中核にならないと変わっていかないのではないか。

○事務局より議事（２）について、資料３により説明があった。

○池本弁護士、野村教授より、以下のとおり発言があった。

（池本弁護士）

- ・これまでの独立行政法人廃止の議論の中で、機能を活かすとすれば国への移管という議論があった。それに対して、今回の独立行政法人改革の中で独法本来の趣旨を踏まえて、それに適するものは独法として存続することが打ち出された。国民生活センターは地方でも国でもない独立した法人としての立ち位置なのではないか。中期目標管理法人として、計画的にやっていくものだと思う。

（野村教授）

- ・今の存続すべき独法は存続する議論の中でいえば、国民生活センターも今のまま独法として存続するのが一番やりやすいのではないかと。中期目標管理法人が望ましく、自主的かつある程度の裁量を持って消費者行政を進めていくのがいいのではないかと。

○事務局より議事（3）について、資料4により説明があった。

○池本弁護士、野村教授より、以下のとおり発言があった。

（池本弁護士）

- ・全面的に賛成で、むしろもっと前倒しで一日も早く実現していただきたい。

（野村教授）

- ・立派な研修施設があるのであるから、是非使えるようにしてほしい。

○議論後、森大臣より御発言があった。

（森大臣）

- ・アベノミクスによるデフレ脱却のためには、消費者が安心して消費をすることが重要。消費者の政策のセーフティネット、つまり国民生活センターにおける相談対応がなければアベノミクスは実現できないことを「消費者安心戦略」で説明することが大事である。
- ・国際化が進み、オリンピック開催が決定される中で、食の安全安心の機運が高まっている。食品表示法が成立したことに加え、訴訟法案もある。国民生活センターが地域ネットワークの中で、消費生活センター、消費者団体、地方自治体と一体となって消費者問題を解決し、センターオブセンターとして司令塔の機能を発揮していくことが重要である。
- ・国民生活センターの在り方としては、資料3にあるとおり3つの選択肢があるところだが、私は4つ目の選択肢として法人廃止になるのではないかという危機的意識を持っている。その上で、結論を得るために準備していく必要がある。
- ・研修施設の稼働率をどのように上げていくのか具体的に検討する必要がある。

以上

（文責 内閣府消費者基本政策室 速報のため事後修正の可能性あり）